



飯能市議会議長 加藤由貴夫 様

「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める  
意見書採択の請願書

【請願の内容】

飯能市議会として、再審法(刑事訴訟法の再審規定)についての、次の項目に関する意見書採択をお願いします。

【請願項目】

1. 再審のためのすべての証拠を開示させる規定を設ける  
現行法では、すべての証拠を検察が握っていて、有罪方向への証拠しか出されません。すべての証拠開示を義務づける法律の規定が必要です。
2. 検察官の不服申し立ては禁止とする  
長い時間をかけて新たな証拠を見つけ、再審開始決定が出されたとしても、検察官による不服申し立てができるため、再審開始が遅らされたり取り消されたりしています。一度再審決定が出されたら、直ちに審議に入るべきです。
3. 再審における手続きを整備する  
再審事件を審理する裁判所がどのような手続きで審理すべきかの規定がありません。裁判官によっては進行協議さえ行わず請求を棄却する場合もあり、各地の裁判所の審理がバラバラになっています。

【請願理由】

今年の3月20日、東京高裁は57年前に静岡県で一家4人が惨殺された事件で死刑判決を受けていた袴田巖さんの再審開始を決定し、検察が特別抗告を断念したために再審開始が決まりました。

3年前にも、東近江市の湖東記念病院で入院患者の人工呼吸器を外して殺害したとして、殺人罪で実刑が確定し10年間服役した、元看護助手の西山美香さんも再審で無罪が言い渡されました。

それ以外にもこの10数年で、足利事件、布川事件、東電女性社員殺人事件、東住吉事件、松橋事件など、再審無罪となった事件が多くあります。

しかし、今も多くの冤罪被害者が無実の罪で長期にわたって身柄を拘束されています。

判決が確定してしまった冤罪被害者を救う唯一の手段が「再審裁判」ですが、日本の再審制度には問題点があり、「再審決定」が出されても検察の抗告(上訴)で裁判が引き延ばされるという事例が後を絶ちません。

袴田事件では2014年に静岡地裁は5点の衣類は捏造に近く「拘置をこれ以上継続することは、耐えがたいほど正義に反する」とまで述べて袴田さんを釈放していました。検察の上訴さえなければ少なくとも9年前に再審が決定していたはずです。

大崎事件では3度の再審請求審の中で3度も裁判所が再審決定をしたにも関わらず、検察側が上訴して上級審が再審決定を取り消しました。

一度確定した判決といえども、もし冤罪の恐れがあるならば基本的人権の尊重という立場から、できる限り救済の道を開く必要があります。

また多くの事件では検察や警察が手持ちの証拠の全てを開示せず、裁判所に一部の証拠しか提出していないという問題もあります。

袴田事件では弁護側の請求によって提出された五点の衣類のカラー写真があったことが明らかになり、それが静岡地裁での釈放決定につながりました。


私たちは、弁護士会や多くの著名人と共に「再審法改正」を国会に求めています。「再審法」(刑事訴訟法の再審規定)の改正はこれまで国会でも取り上げられ、マスコミでも大きく報道され法改正の機運は高まりつつありますが、具体的な進展はありません。

以上のことから、無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、「再審法改定」を求める意見書提出を関係機関に提出されるよう地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。


2023年5月26日

請願人

住所 埼玉県飯能市美杉台5-2-3-205

名前 日本国民救援会飯能支部 代表 立山 勝憲 

紹介議員

金子 敏江 

滝沢 修 